

特別非営利活動法人 ウィズエブリワン

理事長 坂本 秀樹 様

平成18年4月28日

障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会

事務局長 天海 正克

事務局次長 林 大輔

障害者自立支援法の施行にあたり緊急要望についてご協力のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成18年4月から施行されました「障害者自立支援法」により在宅の障害者や入所・通所施設、各福祉作業所に通う方、福祉サービスを利用する全ての障害者にとってサービス利用料1割の定率（応益）負担をしなければならない等、障害者福祉が大きく変わろうとしています。

そこで障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会（障千連）主催により市原市障害福祉課に対し、「障害者自立支援法」に基づく施策実施にあたっての緊急要望（別紙参照）を提出し、交渉することとなりました。

つきましては別紙の要望案について盛り込みたい項目や意見を各施設・団体等から出していただき、まとめたものを市へ要望書として提出し交渉にあたりたいと考えております。

年度始めのお忙しい時期とは存じますが、ぜひご協力・ご参加のほどをよろしくお願い申し上げます。

記

1. 市との交渉について

日時 5月15日(月)午後3：00から4：30まで

場所 市原市役所議会棟 第4委員会室

集合 2時45分に市原市役所正面ロビー

ご参加いただける方は電話043-252-6691（障千連）までご連絡下さい。

2 障害者自立支援法の施策実施にあたって緊急要望案の意見の集約

別紙の緊急要望案を参考に利用料負担1割になり困った等、利用者や家族が不安や疑問に思っていることありましたら、5月10日までに下記のEメールかFAXにてお送りください。

Eメール shochiren-chiba@mx5.ttcn.ne.jp

FAX 043-252-6641

「障害者自立支援法」に基づく施策実施にあたっての緊急要望（案）

- 1 障害者自立支援法の利用料負担における定率（応益）負担を中止・延期するよう、国に要請すること。
- 2 障害者自立支援法における制度の概要とともに、手続きの実務などについて市町村が責任を持って説明を行うなど、制度の周知徹底に責任を持つこと。
- 3 4月からの新たなサービス利用にかかる「障害程度区分認定」や「支給決定」にあたっては、障害者の支援ニーズに合わせた適正な判定が行うこと。又、二次審査にあたっては審査会等で当事者意見が反映されるような仕組みを構築すること。
- 4 定率・自己負担が障害者サービスの後退につながらないよう、利用料負担の軽減や施設等における食費の入件費分への補助など、国の軽減策に加えて自治体独自の支援策を制定すること。又、授産施設や福祉工場・福祉作業所等で働く障害者の工賃からの利用料負担への支援策を講じること。
- 5 「地域生活支援事業」の実施にあたっての詳細を早急に明らかにするとともに、現在行われているサービスの後退や利用者負担の増大につながらないよう配慮を行い、そのための十分な予算措置を講じること。又、この事で、市町村の財政的圧迫が起こらないよう国に対し「義務的経費化」などの予算措置を講ずるよう要望を行うこと。
- 6 4月以降、地域生活支援事業の実施までの間、移動介護や相談支援事業、日常生活用具支給事業等が必要以上の負担が発生したり、サービス内容の低下が起こらないよう十分な配慮を行うこと。
- 7 小規模作業所の地域活動支援センターへの円滑な事業移行が可能となるよう、事業体系の見直しにあたって現行作業所の事業化に必要な内容が加味されるよう強く国に働きかけること。又、各市町村独自で実施している障害者の働く場への支援策をさらに充実すること。
- 8 障害者基本法に規定される「障害者計画」の見直し・策定を行い、地域基盤整備、所得保障、就労・雇用の支援策などを含め、総合的な市町村計画を策定し、順次その実現に努めること。
- 9 こうした基本に加え、「市町村障害者福祉計画」等の作成に際しては地域の障害者の実態やニーズを的確に把握し、障害当事者等も参画して適正な計画を策定するよう努めること。